

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

# 第 6 回 会 議 録



開会 平成16年7月22日(木)

閉会 平成16年7月22日(木)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第6回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成 16 年7月22日(木) 午後 1 時 30 分 開会 ・ 午後 3 時 22 分 閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	合田 要	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
会議事項	1 議 題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

## 第 6 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員  出席 16 名 欠席 1 名  凡 例  出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	久保 等	
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		藤田 芳種		委 員		
委 員		大久保隆敏		委 員		
委 員		井上 浩司		委 員		
委 員		美藤 広		委 員		
委 員		藤岡 勉		委 員		
委 員		合田 要	×	委 員		
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者	健康福祉部副会長	石川 省三		企画部会	斉藤 宗久	
	建設部会長	吉益 忠司		観音寺市農業委員会	白川 精	
	教育部会長	篠原 武廣		大野原町農業委員会	香川 貞雄	
	産業経済部会	久保田忠文		豊浜町農業委員会	田中 茂	

## 第6回合併協議会会議録索引

件 名	頁数
1 開 会	1
2 会長あいさつ	1
3 議 事	1～30
(1) 協議事項	2～30
(1) 協議第21号 慣行の取扱いについて(変更協議)	2～3
(2) 協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて	3～9
(3) 協議第14号 使用料・手数料等の取扱いについて	9～10
(4) 協議第16号 公共的団体等の取扱いについて	10～11
(5) 協議第18号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて	11～12
(6) 協議第22号 公の施設の取扱いについて	12～14
(7) 協議第23号－8 各種事務事業(電算システム事業関係)の取扱いについて	14～15
(8) 協議第23号－12 各種事務事業(保健・衛生関係)の取扱いについて	15～17
(9) 協議第23号－19 各種事務事業(建設事業関係)の取扱いについて	17～20
(10) 協議第23号－21 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	20～22
(11) 協議第23号－22 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて	23～24
(12) 協議第23号－23 各種事務事業(学校等の通学区域関係)の取扱いについて	24～25
(13) 協議第23号－24 各種事務事業(学校給食関係)の取扱いについて	25～26
(14) 協議第24号 新市建設計画(その2)について	26～30
(2) その他	30
(1) 第7回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	30
(2) 第8回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	30
(3) 第9回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	30
4 閉 会	30

【開会 午後1時30分】

事務局 皆様、本日はお忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、第6回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

会議に入りますまで進行を務めさせていただきます本協議会の事務局長の木和郎です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、お手元にお配りいたしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。毎日大変厳しい暑さが続いている訳でございますが、局長からお話し申し上げましたように、合併協議会、皆様何かとお疲れでございますが、お繰り合わせいただきまして、ご出席いただきましたことにつきまして厚くお礼申し上げたいと思います。

平素、皆さん方のご協力によりまして、第5回まで終わることができ、いよいよ今日6回目に入った訳でございますが、いたって順調に協議が行われておることにつきまして、厚く敬意を表したいと思います。

今日、皆さん方をお願い申し上げておりますのは、慣行の取扱い、また農業委員会の問題始め、新市の建設計画の基本方針等につきましてご協議願うことになっております。どうか新しい、素晴らしい日に向けての皆さん方のご意見くださいますことを心からお願いを申し上げまして、お礼の挨拶にかえます。今日はどうもありがとうございます。

事務局 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により会長が議長となることになっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、規約第10条第2項の規定により会長が議長になるとなっておりますので、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。座らせて議事進行させていただきます。

規約第10条の第1項の規定に基づきまして、本日の出席者の確認をいたします。

委員 17 名中、出席者 16 名、欠席者 1 名、豊浜町の特別委員長さんの合田 要さんの欠席でございます。加藤委員さんにつきましては、用務がございまして 2 時頃にお越しになるという連絡が入っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、このご協議いただきます農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関し、1 市 2 町の農業委員会の白川会長、香川会長、田中会長にお越しをいただいておりますので、その時になりましたら、またご案内いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日多岐にわたる調整方針等をご協議いただくことに際しまして、1 市 2 町の専門部会長並びに分科会長を出席させておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上、従来どおり発言される方は冒頭に所属名の市町名をまずはお名前をよろしくお願い申し上げます。

なお、会議録作成のため恐れ入りますが、ご発言に際しましては、職員がワイヤレスマイクを持ってまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

協議第 2 1 号慣行の取扱いについてであります。

これは、第 4 回の協議会で確認されたものについて、変更協議をお願いするものであります。

事務局長より説明願います。

事務局 事務局長の大木でございます。協議第 2 1 号慣行の取扱いについて、変更案につきまして提案をさせていただきます。

お手元の会議資料 2 ページをお開きいただきたいと思えます。

先の第 4 回合併協議会にご提案を申し上げました慣行の取扱いの調整方針案につきましては、合併までに基本的な考え方、すなわち選定方法や選定時を決めておいたらどうかというご意見がございました。

市町の市章、花、木につきましては、それぞれ今までの歴史、伝統の中で制定されたものでありますし、地域の伝統文化等の結びつきがございますので、それらの取扱いを含めて事前に各委員さんからお聞きした内容で変更案を提案させていただきます。

まず、1 の新市の市章につきましては、合併前に選定し、新市において定める。選定方法については、デザイン関係の専門知識を有するものが作成した図案をもとに合併協議会において新市にふさわしい市章を選定する。

2 新市の花、木については、合併前に選定し、新市において定める。

あと、市民憲章、キャッチフレーズ、都市宣言、各種イベント等につきましては、第4回合併協議会で提案をさせていただき、ご承認いただきました内容と同じであります。

変更前と変更後につきましては、その次の3ページに掲載をさせていただいております。

なお、ただいま提案させていただきました内容でご承認いただけましたら、来年、市町廃置分合の議決、いわゆる合併議決後、市章につきましてはデザイン関係の専門知識を有する者に依頼をし、そこで作成した図案をもとに、合併前に合併協議会で選定してまいりたいと考えております。専門家に依頼する内容や、専門家が作成する図案等の数等詳しい内容につきましては、今後専門部会等で検討をさせていただきまして、合併協議会に報告をさせていただいたらと考えております。

次に、花、木につきましては、合併前に選定する訳ではありますが、選定に関しての具体的な内容につきましては、今後専門部会等で検討をさせていただき、合併協議会に報告させていただきたいと考えております。

以上、慣行の取扱いにつきましては、変更案を提案させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

議長 ただいま事務局長より、協議第21号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 なしという声でございます。ないようでございますので、協議第21号慣行の取扱いにつきましては、原案どおり変更の上、承認させていただきます。

次に、協議第7号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてであります。ここで3名の会長さんが別室で待っていただいておりますので、ひとつ入っていただきたいと思っております。

それでは、協議に移らせていただきます。

観音寺市、大野原町、豊浜町農業委員会のお会長さん、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいま、白川会長、香川会長、田中会長がお見えになりましたので、協議第7号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題とさせていただきます。

協議に入る前に、事務局の方から農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての基

本的な考え方や現状等につきまして説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

事務局 失礼いたします。事務局調整班の合田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議第7号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

会議資料の5ページをお願いいたします。

まず最初に、基本的な考え方を明示してございます。基本的な考え方の説明に入ります前に、恐れ入ります7ページをお開き願えたらと思います。

ここでは、これからご説明させていただきます内容の1市2町の標準となります数値をお示してございます。市町の区域面積が1万1,744ヘクタール、農地面積が3,417ヘクタール、基準農業者数が4,636人、選挙による委員数が52名、選任による委員数が16名でございます。

それでは、恐れ入ります。5ページの方におかえりいただきまして、基本的な考え方でございますが、新設合併の場合は、合併に伴いまして1市2町の法人格は消滅いたしますので、原則として当該農業委員会の委員は全て身分を失うこととなります。このため、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、選挙を行うか、合併特例法、また農業委員会等の法律の規定に基づく特例措置を適用するかを協議することとなります。

具体的な取扱いを2に掲げております。合併市町の区域に1つの農業委員会を置く場合。2といたしまして、合併市町の区域を分けて2つ以上の農業委員会を置く場合の2つの取扱いが制度として定められておりますが、1市2町の区域面積が1万1,744ヘクタール、農地面積が3,417ヘクタールでございますので、ここでの2つ以上の農業委員会を置く場合の合併市町の区域面積2万4,000ヘクタール、農地面積7,000ヘクタールには該当いたしませんので、合併市町の区域に1つの農業委員会を置くということになります。

といたしまして、原則についてでございますが、新たに設置選挙をするということで、委員の定数は政令で定める基準に従いまして条例で定めとなっております。1市2町の現況から申しますと、農地面積が3,417ヘクタール、基準農業者数が4,636人ということで30人以下ということとなります。任期につきましては、3年でございます。選任による委員については、新たに選任するという取扱いになります。

次に、の特例であります。合併関係市町の選挙による農業委員会の委員は、引き続き在任することができます。ただし、その数が80を超えず、10を下らない数、つまり



10人から80人の範囲で引き続き在任することになります。1市2町の場合ですと、選挙による委員は52人ですので、その全員の方が引き続き在任することができます。引き続き在任する期間については1年でございます。

6ページにフローチャートでお示ししておりますが、選挙による委員につきましては、設置選挙を行うか、また在任特例を適用して一定の期間、1年以内の期間以内の在任をすかどうか、この二者択一になります。

1市2町の選挙による委員さんにつきましては、先ほどご説明させていただきましたが、現在52名でございます、在任特例を適用いたしますと、全ての選挙による委員さんが引き続き在任ということになります。

一番下の選任による委員さんにつきましては、1つの農業委員会を置く場合で、新設合併の場合には全て身分を失いまして、新市設置後、速やかに選任するという形になります。

それから、7ページには先ほどからご説明させていただいております1市2町の農地等の状況でございます。その下が1市2町の農業委員会の委員の現況でありまして、委員の定数、選挙による委員につきましては、先ほど来説明させていただいておりますとおり52名でございます。選任による委員数につきましては、16名でございます。その後、定例会の状況、事務局体制、報酬などをお示しいたしてございます。

8ページから10ページにつきましては、関係条文、同じく10ページには先進地の事例をご紹介させていただいております。ここに掲げております4市につきましては、全て在任特例を適用しているということでございます。

以上、基本的な考え方についてご説明させていただきました。

以上でございます。

議長 それでは、ここで平成16年5月11日付で観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会より農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する協議に際し、観音寺市・大野原町・豊浜町農業委員会合併調整会に対し意見を照会させていただいておりましたが、合併調整会の白川会長さんよりご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

はい、お願いします。

観音寺市農業委員会会長 ただいまご指名をいただきました観音寺の農業委員会の会長の白川であります。よろしく願いを申し上げます。

本日は、大野原町の香川会長、そして田中会長ともども出席をさせていただきました。まず、説明を申し上げ、意見を申し上げる前に、まず皆さん方にお断りをしておきたいと思うのであります。と申しますのも、ちょうど私もこの協議会委員に委嘱を受けながら、実は4月半ばに病院の方へ、ちょっと体調を壊しまして入院をいたしました。本当にその責を果たさずして、本当に皆さん方に申し訳なかったと思っておる次第であります。まず、お断りを申し上げたいと思います。

またその節、会長を初め皆さん方、特に職員の皆さん方にもいろいろご心配をいただいて激励の言葉までちょうだいしたこと、本当にうれしく、まずお礼等も申し上げなければいかないとあわせて思う訳であります。ありがとうございました。

ただいま平野議長からお話ございましたように、去る5月17日付で農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての意見照会を受けまして、1市2町農業委員会会長、会長職務代理の6名で構成する農業委員会合併調整会を設置いたしまして、協議を重ねてまいりました。この間、協議内容につきましては、各農業委員会において協議を重ね、その結果、1市2町農業委員会間で調整内容の合意を見ることができました。7月2日開催の調整会におきまして、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて意見書をまとめまして、7月12日付で合併協議会平野会長に提出をさせていただきました。

ご承知のとおり、最近の農業を取り巻く情勢は、BSE、鳥インフルエンザに端を発しました食と農の安全性の確保、米政策の抜本的な改革、WTの農業交渉など、農業にとって非常に厳しい状況であります。このような中、国においては、農地制度、農業環境、自然保全などを主な論点として、食料・農業・農村基本計画の見直しが行われております。これは、いずれも土地と人対策に重点を置いたものであり、農業委員会業務に密接にかかわるものであります。

農業委員会は、まさに土地と人対策について重点を置いた事業展開をしております。ますます農業委員会の役割は重要になってくるものと考えております。今回合併する1市2町の行政区域は、県下において農業生産高、販売額から見ても有数の農業地域でありまして、新市に対する農業者の期待は大きいものがございます。このようなことから、調整に当たっては、新市における農業委員会が農業、農業者の公的代表機関としてより効果的な活動と機能を発揮できる体制づくりを基本課題として調整を行ったものであります。

それでは、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての意見を申し述べさせていただきます。ただいま事務局からもいろいろ説明がございましたが、意見書につきまして

は事前に委員各位にご配付いたしておるとお聞きしておりますが、私からは要旨を簡潔にお話し申し上げます。

まず、市町村の合併の特例に関する法律に基づく選挙による委員の取扱いであります。ご承知のとおり、農業委員会は市町村に設置が義務づけられている行政委員会です。市町村の新設合併の場合、合併前の農業委員会はなくなり、農業委員の身分も失うことになり、執行機関であります農業委員会が存在しない空白期間となります。この場合、農地法など法令に基づく業務が一切できなくなり、住民生活に大きな影響を及ぼすばかりでなく、不利益を与える恐れがあります。このため、調整会においては、在任特例を適用し、空白期間を生じさせないこととすることに合意をいたしました。

また、在任適用委員数及び適用期間につきましては、農業委員の業務が地域の農地や農業の実情に精通した上で業務を行う必要があり、新市発足後、急激な農業委員の減少による活動範囲の広域化は、業務の適正執行を図る上で大きな影響を受けることが予想されます。このため、農業委員の減少に対応する体制整備の期間も考慮して、1市2町の農業委員会の選挙による委員であったものは、平成18年9月30日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任することが適当であろうと合意をいたしましたところであります。

次に、農業委員会等に関する法律に基づく新市の農業委員会の最初の選挙による委員の定数につきましては、農地面積、基準者、基準農業者数から新市の農業委員会の選挙による委員の法定数は30人以下となっており、定数を上限の30人とした場合であっても合併前の選挙による委員数から22人の減数と激減をすることになります。今後における農業委員の活動の広域化、活動形態の多様化が見込まれることから、機動的かつ効率的で地域の実情に応じた農業委員会の業務執行を考えると、選挙による委員の定数を30人とすることで合意をいたしました。

以上、意見を申し述べさせていただきましたが、委員各位におかれましては、何とぞご理解を賜りまして、ご承認、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

また、農業委員会業務が新市に円滑に移行することが重要であります。このため、選挙区及び選挙区別定数、合併に伴う農業委員の活動の広域化に対する協力支援体制の確立についての要望などについては、調整会で合意をいたしました。

選挙区につきましては、合併前観音寺市が4選挙区から2選挙区に、大野原町が1選挙区、豊浜町が大野原町の一部を含めまして1選挙区で、新市全体で4選挙区となっております。

ます。特に、大野原、豊浜選挙区の調整につきましては、香川会長、田中会長の格別なご苦勞と各委員さん方の本当にご努力で調整が整ったところでありまして、関係者に謝意を表したいと思っております。

選挙区別定数につきましては、法令に基づく基準に従いまして調整をした結果、観音寺が両選挙区とも定数 8、大野原が定数 10、豊浜が定数 4 と、合計で定数 30 となっております。これらにつきましても、大変重要な合意事項でありますので、委員皆様方のご協力とご支援を賜りますようお願いを申し上げて、委員会の調整会での意見とさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

なお、事務局が参っておりますので、いろいろご質疑等がありましたら、詳細につきましては事務局からご説明を申し上げたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

議長 会長さん、どうもありがとうございました。

ただいま、1市2町農業委員会合併調整会の白川会長の方から、新市における農業委員会が農業、農業者の公的機関として、より効果的な実践活動と機能を発揮できる体制づくりを基本課題として調整いただいた内容のご意見を賜りました。

それでは、これより事務局より農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて調整方針の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは、協議第7号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、その調整方針(案)でございます。

4ページをお願いいたします。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、

- 1 新市に1つの農業委員会を置き、1市2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定に基づく任期等に関する特例を適用し、平成18年9月30日までの間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
- 2 新市の農業委員会の選挙による委員の最初の選挙における定数は、30人とする。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より協議第7号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第7号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきました。

白川会長、香川会長、田中会長は、ここで退席されます。大変ありがとうございます。よろしく願い申し上げます。

次に、協議第14号使用料・手数料等の取扱いにつきまして、調整班長より説明を願います。

事務局 失礼いたします。事務局調整班長の好川でございます。よろしく願いいたします。

それでは、協議第14号使用料・手数料等の取扱いについてご説明を申し上げます。

これにつきましての調整方針といたしまして、

1 使用料については、1市2町間で同一または類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。

ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。

2 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。

以上が調整方針であります。

この使用料・手数料に関する事項につきましては、地方自治法の規定により条例で定めるものとなっておりますので、新市におきまして住民生活に影響を及ぼさないよう整備するものと考えております。

これらの具体的な内容につきましては、この調整方針のもと、分科会、専門部会、幹事会におきまして、使用料につきましては、同一類似の施設、統一が困難なもの等、どういうものが存在いたしますか、それとまた手数料につきましては、窓口業務の手数料等が中心になってまいりますので、これにつきましては合併時に統一できるよう、十分分科会等で協議、調整をいたしまして、これからの協議会におきましてお諮りをしたいという考えでございます。

次の12ページから20ページまで、1市2町の現在の主な使用料、施設等を掲載しております。そして、次の21ページから23ページまで、1市2町間の現在の手数料等を

掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

使用料・手数料等の取扱いにつきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 ただいま調整班長より協議第14号につきまして説明がありました。

何か、ご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第14号使用料・手数料等の取扱いにつきましては、原案どおり承認させていただきます。

次に、協議第16号公共的団体等の取扱いにつきまして、調整班長より説明を願います。

事務局 続きまして失礼いたします。調整班の好川でございます。

それでは、協議第16号公共的団体等の取扱いについてご説明を申し上げます。

この取扱いにつきましては、調整方針といたしまして、公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。

- 1 1市2町に共通する団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 統合または再編に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 1市2町独自の目的を有する団体については、現行のとおりとする。

以上であります。

この公共的団体とは、現在1市2町の区域内にあります農業協同組合、漁業協同組合、社会福祉団体、文化団体、スポーツ団体等、公共的活動を行う団体全ての団体を含み、法人であるかどうかは問わないとされております。

この公共的団体等の取扱いにつきましては、この調整方針のもと、新市の一体性の確保をする面から、共通する団体、統合等に時間を要する団体、独自の団体等について、どのような団体が存在するか、分科会、専門部会、幹事会等で調査、協議を行い、調整に努めてまいりたいと考えております。

次の25ページから27ページまで、現在の1市2町における団体の例を挙げてありますので、ご覧いただきたいと思います。

公共的団体等の取扱いにつきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします  
す。

議長 ただいま、調整班長より協議第16号につきまして説明がありました。

ご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 なしの声がございますので、ないようでございますので、協議第16号公共的  
団体等の取扱いにつきましては、原案のとおり承認をさせていただきます。

次に、協議第18号各種団体への補助金、交付金等の取扱いにつきまして、調整班長よ  
り説明をお願いします。

事務局 続きまして失礼します。調整班の好川でございます。

それでは、協議第18号各種団体への補助金、交付金等の取扱いについてご説明を申し  
上げます。

この取扱いにつきまして、調整方針といたしましては、各種団体への補助金、交付金等  
については、従来からの経緯、実情や関係団体の意向などを配慮しながら、公共的必要  
性、有効性、公平性の観点に立ち、次のとおり調整するものとする。

- 1 1市2町で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、新市において統一す  
る方向で調整する。
- 2 1市2町で独自の補助金、交付金等については、従来からの実績等を尊重し、新市  
域全域において均衡を保つよう調整する。
- 3 整理統合できる補助金、交付金等については、合併時に統合・廃止できるよう調整  
する。

以上であります。

この取扱いにつきましても、この調整方針に基づきまして、同一、独自の補助金等、ど  
のような補助金が存在いたしますか、合併時に整理できるものについてはどのようなもの  
が存在するか、各専門部会、各担当分科会等で協議をいたしまして、調査協議を進めてま  
いりたいと思います。これにつきましても、合併時に統合廃止できるような交付金等がど  
ういうものがあるかにつきまして、これからの協議会におきましてお諮りをしたいと考  
えておりますので、よろしくお願いいたします。

次の29ページから33ページまで、現在の1市2町の各分野におきます補助金の一覧  
を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

各種団体への補助金、交付金等の取扱いにつきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、調整班長より協議第18号につきまして説明がありました。ご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第18号各種団体への補助金、交付金等の取扱いにつきましては、原案どおり承認させていただきます。

続きまして、協議第22号公の施設の取扱いにつきまして、調整班長より説明願います。

事務局 続きまして、失礼します。調整班の好川でございます。

それでは、協議第22号公の施設の取扱いについて、ご説明を申し上げます。

公の施設の取扱いについての調整方針といたしまして、公の施設の設置、管理等については、原則として現行のとおり引き継ぎ、新市において、必要に応じて調整するものとする、というものであります。

この公の施設の設置等につきましても、地方自治法で規定されております。合併時に住民サービスの低下を招かないよう条例等を整備する考えでございます。これにつきましても、次の35ページから37ページまで、1市2町の主な各分野におきます公の施設を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

公の施設の取扱いにつきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、調整班長より協議第22号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

藤田委員 観音寺の藤田です。

今、34ページの説明を見ますと、原則として現行のとおり引き継ぎということ、新市において必要に応じてということでもありますので、この2つのところからお伺いをいたしますけれども。

今、観音寺と大野原町では葬斎場の建設をしております。現段階において、既に負担部分をお互いに調整しながら着々と進んでいるということでもありますから、既に現行のとおり引き継ぎという点についてはもう既に、これも変更する、恐らくはですね。市営の葬斎場になる訳であります。それから、新市において必要に応じて協議するというんですが、



調整するというんですが、市営の葬斎場になった場合に、ニュー観音寺の場合に豊浜町を除いて利用者を限定するという訳には、それはもう恐らくはいかない訳でありますから、全体の中で豊浜町の人たちも含めて葬斎場を使うということになる訳でありますので、是非とも現行のとおり引き継ぎというところ、新市において齟齬そごがあると思いますので、恐らく執行部の方で少し調整をしたりしてゐるのではないかと思いますけれども、この際ですからお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長 それでは、大野原の方で今進めておりますので、私の方から説明させていただきます。

今、議長さん言われるとおりでございますが、平成16年度になりまして、白川市長、佐伯町長3名で話をいたしまして、豊浜町も同じ市になるんだから、16年からはひとつもう一緒にやっっていこうということでございまして、従来は高原町長さんが、うちはいけるからまあちょっとということでございました。あえて言っておりませんでしたけども、佐伯町長になりまして、やはり新しい市になるんだからうちも一緒に入れていただいて、16年度から同一歩調でやっっていこうということで、お互いが確認できておると。もうそれを基本にして事務局の方がこれを作ったんじゃないかと思っておりますので、一応まだ議会の方へはそこまでまだいってないと思うんですけど、以上執行部の方では3人が話をして、それでは豊浜町も入っていただいてやっっていこうということに協議ができておりますので、説明させていただきます。

美藤委員 ちょっと負担の割合のことで聞くけど。

議長 はい。

美藤委員 今までの経費は観音寺は人口割でしとるけど、今のことは16年度からはもう1市2町で負担割合をするということですか、基本的には話ししてること。

議長 はい。

美藤委員 今までののは、これ15年度、その他では監査もしとる中で、もう人口割でいとるわな、周辺対策等については、それはもう加わらんということですか。

議長 はい。

美藤委員 ほんだき、いまだ、16年度が新たに豊浜町さんが加わるということで認識したらいいんですな。

議長 はい、そういうことです。一応、もう3人で相談した結果、もう15年までは観

音寺と大野原で一応しておりましたけど、肝心なのは16年からが負担が多くなるんで、ひとつ今までのんはもうそれでいいでなかろうと、16年からのにつきましては、ひとつもう1市2町で人口割によって負担していこうと、こういう確認をできております。

議長さん、そんでええですか。

それでは、ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、協議第22号公の施設の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-8各種事務事業（電算システム事業関係）の取扱いにつきまして、調整班長より説明を願います。

事務局 続きまして、失礼をいたします。調整班の好川でございます。よろしく申し上げます。

それでは、協議第23号-8各種事務事業（電算システム事業関係）の取扱いについて、ご説明を申し上げます。

電算システム事業関係の取扱いでございますが、調整方針といたしまして、電算システム事業については、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合し、ネットワークシステム構築により住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする、であります。

この電算システムにつきましては、合併時に基幹系の電算システム、基幹系と申しますのは窓口業務の中心であります税系、住基系が中心となってまいります。現在、三豊広域の電算システムをしておりますのを中心といたしまして、それと各1市2町の役場で、その各課におきまして独自に搬入をされておりますシステム、これの統一を合併時にできるもの、合併後にするもの等を区分いたしまして作業を進めております。

それと、それらをネットワークシステムで結びまして、システム構築ということで、住民サービスの低下を招かないように調整をするというものであります。

次の39ページに、現在1市2町で三豊広域の電算センターで共同処理をしております。住基系、税系の主なシステムを上げております。

それと、次の42ページに、これも1市2町で、これにつきましては独自の、個別のシステムであります。現在個別にシステムを組んでおる項目を挙げております。

それと、次の43ページにネットワークの基本的な構築の例ということで記載をしております。

ネットワークにつきましては、次の44ページに基本的な接続形態ということで3種類、ループ型、スター型、バス型と、この3種類がネットワーク構築の基本形になるかと思えます。

次の46ページに構成例ということでございます。

1市2町におきましては、恐れ入りますがお戻りいただきますが、43ページにイメージの図ということで掲載しておりますけれども、こういう形で将来を見越してベストだろうということで作業を進めております。

電算システム事業の取扱いに関しては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、調整班長より協議第23号-8につきまして説明がありました。

ご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-8各種事務事業（電算システム事業関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-12各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いにつきまして、事務局より説明を願います。

事務局 失礼します。事務局調整班の山地でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、合併協定項目第23-12各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いについてご説明申し上げます。

まず、46ページをお開き願います。

調整方針につきましては、46ページから47ページまでに記載してございますので、ご覧いただけたらと思えます。

それでは、調整方針と合わせまして個別にご説明申し上げます。

48ページをお開き願います。

まず、1といたしまして、老人保健福祉計画でございますけれども、これにつきましては、新市において速やかに策定いたします。

老人保健福祉計画につきましては、老人保健事業及び老人福祉計画につきましての、また介護保険事業計画を含めた老人事業に関する総合的な計画でございます。現在、1市2町とも平成15年度から平成19年度までの5カ年を計画期間といたしまして取りまとめしております。

計画につきましては、3年ごとに見直しを行うことになっておりまして、次期計画につきましては、平成18年4月1日よりスタートする予定でございます。

計画の策定に当たりましては、合併前より1市2町の担当者等によりまして、新市を見据えての入念な検討を行うなどいたしまして、策定への準備を速やかに開始いたしまして、平成17年度中に計画をまとめ上げ、18年度より運営を開始できるようにいたします。

次に、2の健康増進計画についてでございますけれども、これにつきましては現在計画を策定しておるのは観音寺市のみでございます。健康増進計画につきましては、健康増進法の趣旨にのっとりまして、市町村においても策定する必要がございますので、合併後新市として住民の健康増進の推進に関する新たな計画を策定いたします。

続きまして、3の若年健康診査以下各種保健事業の方に入りますけれども、調整方針といたしましては、基本的に現行のとおり引き継いで、新市において速やかに再編調整するという形になっております。

各種保健事業につきましては、合併期日においては既に平成17年度事業といたしましてスタートしております。従いまして、年度途中における制度の切りかえを行いますと、かえって混乱を招くことが予想されます。ですので、平成18年4月1日より新市としての事業をスタートすることができますよう今後調整していきます。

調整につきましては、とりわけ健康診査事業、それからがん検診事業等につきましては、医師会等の関係機関のご協力のもとに実施されておりますので、住民の方々の混乱を招くことがないように、実施場所、実施方法、回数等につきましては、関係機関と十分協議することといたします。

それでは、各種保健事業の中で特にご説明すべき点がございましたので、何点かご説明させていただきます。

まず、48ページなんですけれども、4の妊婦・乳児健康診査等受診票交付事務についてでございますけれども、これにつきましては、妊婦一般健康診査における受診票の発行枚数が調整すべき点として挙げられようかと思えます。

お手元の資料をご覧いただければと思うんですけれども、観音寺市が4枚、大野原町、豊浜町が5枚というふうになっております。この枚数につきましては、合併時までに調整すべきであるという認識がございますので、合併時までに一本化いたします。

続きまして、52ページをお開き願います。

9の基本健康診査、これは40歳以上の成人の方を対象とするものでございますけれども、これにつきましては、現在観音寺市においては個別方式で実施しております。大野原町、豊浜町においては、個別、集団の併用方式において実施しております。実施方法につきましては、医師会等と調整が必要になってこようとは思われますけれども、新市といたしましては、住民の方々のニーズに対しまして、選択肢として個別、集団の両方を、サービスとして提供するという意図から併用方式において実施することにいたします。

あと10の機能訓練事業でございますけれども、機能訓練事業につきましては、A型B型の2種類がございます。内容は、お手元の資料のとおりでございますけれども、基本といたしましては、A型は在宅の身体に障害を抱える方、それからB型は在宅の老人の方を対象といたしております。介護保険に該当する方につきましては、介護保険事業の方で実施されますので、機能訓練事業といたしましては、どの部分が該当するのかわからないのかというのをまず十分精査いたしまして、その上で新市において実施することにいたします。

それでは、55ページをお開き願います。

13の歯周疾患検診についてでございますけれども、これにつきましては、現在実施しておるのは観音寺市のみでございます。従いまして、合併後新市により観音寺市の例により統一して実施いたします。

最後になりますけれども、56ページの保健センターについてでございますけれども、これにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐことにいたします。

保健センターにつきましては、1市2町がそれぞれお手元の資料のとおりとなっております。健康診査事業等各種保健事業の実施のために利用されております。今後の保健事業の調整に従いまして、施設の利用状況等も変わってこようとは思われますけれども、施設につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐことといたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま、事務局より協議第23号-12につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-12各種事務事業（保健・衛生関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-19各種事務事業（建設事業関係）の取扱いにつきまして、事務局より説明を願います。

事務局 失礼いたします。事務局調整班の合田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議第23号-19各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて、その調整方針(案)のご説明を申し上げます。

会議資料の57ページをお開き願えたらと思います。

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて

- 1 道路認定については、合併時に再編統一する。
- 2 国庫補助事業・単独県費補助事業等道路新設改良事業については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- 3 急傾斜地対策事業については、合併時に再編統一する。
- 4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 5 道路占用料については、合併時に再編統一する。
- 6 河川の維持管理については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- 7 法定外公共物関係については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編統一する。
- 8 港湾・海岸の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

以上が調整方針でございます。

まず、1番の道路認定関係でございますが、会議資料の58ページをお願いいたします。

ここでは、現在の観音寺市、大野原町、豊浜町で管理いたしております市道、町道をお示ししてございます。路線数においては1,329路線、総延長については約553キロに

及んでおります。これらの道路については、市道として新市に引き継ぎまして、新市が道路法に基づいて管理していくこととなります。観音寺市、大野原町、豊浜町のそれぞれの認定時期、認定基準、添付関係資料についてお示ししてございますが、これらについて合併時に統一した基準を設けるとの調整方針で、合併時に再編統一するものであります。

続きまして、道路新設改良の国庫補助事業、単独県費補助事業関係でございます。会議資料の59ページをお願いいたします。

ここでは、平成15年度の実績をお示ししてございます。国庫補助事業、単独県費補助事業関係につきましては、それぞれの補助金交付要綱に準じての事業でありますために、補助率等につきましては差異はございません。現在、継続中の事業につきましては、新市においても事業を引き継ぐこととし、新規事業につきましては、新市におきまして新市の建設計画をもとに整備推進していくことになろうと考えております。

以上によります調整方針で、継続事業については現行のとおり引き継ぎ、新規事業については新市において再編調整するものであります。

続きまして、3の急傾斜地対策事業でございます。

60ページをお願いいたします。

県費補助事業でございます。補助要綱にのっとっての事業であるため補助率については違いはございませんが、市町上乘せ分について違いがあるための調整方針で、合併時に再編統一する、でございます。

次に、4の道路維持管理関係であります。61ページから65ページでございます。

現在の市道、町道の維持管理体制につきましては、観音寺市、大野原町、豊浜町、ほぼ同一であります。しかし、道路の関連事業において、制度の内容が1市2町それぞれ異なっております。生活道、自治会道についてであります。観音寺市においては、大規模な路面改修については市が施行いたしております。また、路面維持補修の材料を支給しておるのに対し、大野原町、豊浜町では、限度額を設けて補助をしておりますが、補助率等においても違いがございます。また、観音寺市においては、エコ・アダプトロード制度という市道の里親制度がございます。また、豊浜町には住宅用地造成支援についての補助制度があるなど、道路維持関連事業につきましてさまざまでございます。

これら道路維持関連事業については、これまでの経緯や実績などを考慮する必要があるため、現行のとおり引き継ぎまして、新市において速やかに再編調整する、との調整方針であります。

続きまして、66ページの道路占用料でございます。

道路占用料は道路法また道路法施行令の規定により、観音寺市、大野原町、豊浜町、それぞれ道路占用徴収条例、道路占用規則により占用料を定めております。現在の道路占用料について67ページにお示ししてございます。これらの道路占用について、転用料について合併時に統一しておく必要があることからの調整方針でありまして、合併時に再編統一する、でございます。

続きまして、68ページの河川の維持管理でございます。

現在、大野原町、豊浜町においては、準用河川を中心にそれぞれにおいて地縁箇所の維持管理を継続的に実施しております。観音寺市においては準用河川はございませんが、県の管理河川の関連施設といたしまして、水門、ポンプ場、ゲートの管理をいたしております。これら継続事業については新市においても継続し、新規事業については新市において調整するものであります。

続きまして、法定外公共物関係でございます。

70ページをお願いいたします。

法定外公共物とは、いわゆる道路法、河川法の指定外のものをいうことで、一般的に里道、水路と呼ばれているものでございます。これらの法定外公共物については、現在国から各市町に財産が移管されているのが現状でございます。それに伴って境界確定、用途廃止、寄附採納基準など事務処理について統一した要綱などを新市において策定する必要がございます。

また現在、1市2町において制定されております公共用財産管理条例、また公共用財産管理条例施行規則に基づいて使用料を定めております。これらの使用料につきましては、合併後に策定されます都市計画区域により使用料が決定されるようになります。

71ページに現在の使用料の状況をお示ししております。これら使用料を含めましての調整方針で、法定外公共物関係については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する、でございます。

次に、72ページでございます。

港湾、海岸の管理についてでございますが、現在1市2町のうち港湾を管理しているのは観音寺市の室本港のみでございます。観音寺市港湾管理条例に基づいて管理しております。使用料についても同条例にて定めておりまして、現行のとおり新市に引き継ぐものであります。

73ページから75ページに関係の法令を、また76ページには先進地の事例を掲載しております。各種事務事業（建設事業関係）については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より協議第23号 - 19につきまして説明がありました。

ご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長 ないようでございますので、協議第23号-19各種事務事業（建設事業関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-21各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いにつきまして、事務局より説明を願います。

事務局 引き続きまして、失礼いたします。事務局調整班の合田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議第23号-21各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて、その調整方針（案）のご説明を申し上げます。

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて

- 1 公営住宅ストック活用計画については、新市において策定する。
- 2 公営住宅家賃については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 収納管理については、合併時に再編統一する。
- 4 改良住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 特定公共賃貸住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

以上が調整方針でございます。

まず、1といたしまして、公営住宅ストック活用計画でございます。

会議資料の78ページから79ページでございます。

ここでは、1市2町間の公営住宅の状況、公営住宅ストック活用計画の策定状況をお示ししてあります。

現在、公営住宅ストック活用計画を策定されているのは観音寺市のみでございまして、平成14年度に策定されております。

この公営住宅ストック活用計画とは、既存公営住宅ストックの有効活用を図るため、一定の期間を対象として建て替え、改善などの各種整備内容、計画、改善修繕の適切な維持管理を定めた計画であります。

現在の市町営住宅は、公営住宅、改良住宅など、それぞれの区分によりまして国などからの補助金を受け建築された住宅でございます。これら公営住宅などストックの的確な整備と管理を図るため、新市においてこの計画に基づきまして計画的に建て替え、改善を実施する場合、この公営住宅ストック活用計画をもとに国からの補助金が受けられることになることから、新市において新たに策定する必要があるための調整方針でございます。

続きまして、2の公営住宅の家賃であります。

会議資料の80ページをお願いいたします。

公営住宅の家賃についてですが、公営住宅法及び公営住宅法施行令により定められております。しかし、大野原町において家賃の減免制度を適用しており、居住者への周知期間の必要性から現行のとおり引き継ぎまして、新市において速やかに再編調整するとの調整方針でございます。

続きまして、3の収納管理関係でございますが、会議資料の81ページでございます。現在、1市2町の家賃の収納状況であります。大野原町、豊浜町が口座振替によって収納しております。観音寺市においては納付書により振り込んでもらっております。今後、電算化によります管理の一本化を実施いたしますことからの調整方針で、合併時に統一するものであります。

続きまして、4の改良住宅でございます。

改良住宅につきましては、現在観音寺市において整備されておまして、82ページにお示しの改良住宅については現行のとおり新市に引き継ぎまして、新市において管理整備を行うものであります。

次に、5の特定公共賃貸住宅についてでございます。

特定公共賃貸住宅については、大野原町、豊浜町に整備されております。

82ページにお示しの特定公共賃貸住宅につきましても、現行のとおり新市に引き継ぎまして、新市において管理整備を行うものであります。

83ページから84ページに関係法令をお示ししてございます。

85ページには、先進地の事例を掲載しております。

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについては、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より協議第23号-21につきまして説明がありました。

ご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-21各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

それでは、ここで暫時休憩させていただきます。

約10分間休憩して、次の再開を2時50分とさせていただきます。

【午後2時40分 休憩】

【午後2時50分 再開】

議長 それでは、休憩前に引き続いて再開させていただきます。

次に、協議第23号 - 22 各種事務事業（学校教育関係）の取扱いにつきまして、調整班長より説明願います。

事務局 失礼いたします。事務局調整班長の好川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、協議第23号 - 22 各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについてご説明を申し上げます。

学校教育関係の取扱いについてでございますが、調整方針といたしまして、

1 幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする、であります。

この保育料につきましては、合併までということで各担当者におきまして17年度から統一の方向に向けて現在調整中であります。

続きまして、2 預り保育については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するものとする、であります。

この預り保育については、現在大野原町、豊浜町において実施をしております。現行のとおり引き継ぐというものであります。

続きまして、3 就学援助費については、合併時に統一するように調整するものとする、であります。

この就学援助費につきましては、県から交付ということでありまして、1市2町間金額が同額でございます。ですので、合併時には統一をするという調整方針であります。

続きまして4 就園奨励費補助については、平成18年度から統一できるよう調整するものとする、であります。

これにつきましては、会計年度の関係がございまして、翌年の18年4月1日から統一という調整方針であります。

続きまして5 豊浜町育英資金の貸付制度については、合併時に廃止するものとする。ただし、償還については現行のとおり新市に引き継ぐ、であります。

これにつきましては、制度そのものは合併時に廃止をいたしますが、償還期間が残っておりますので、これにつきましては、新市に引き継ぐというものであります。

続きまして、6のスクールバス等の運行については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする、であります。

スクールバス等につきましては、観音寺がスクールバスの代わりにタクシーを代行しております。大野原町、豊浜町におきましては、スクールバスを利用している現状であります。

続きまして、7 中学校新生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。

これにつきましては、1市2町とも補助を行っております。ただ、支給方法等が異なりますので、これを合併時に統一をするというものであります。

続きまして、8 児童及び生徒の校外活動費補助については、現行のとおり引き継ぎ、助成金額については、新市において再編調整するものとする、であります。

校外活動費補助につきましては、各生徒の対外試合、県外での試合に出向くための補助であります。これにつきましても、1市2町実施しておりますが、これにつきましては、新市において再編調整をするというものであります。

次に、9の中学校生徒海外研修については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整をするものとする、というものであります。

続きまして、最後の10 姉妹町村少年交流については、現行のとおり引き継ぎ、新市において検討するものとする、であります。

これにつきましては、現在大野原町が北海道の真狩村と交流をしておりますので、現行のとおり新市に引き継ぐというものであります。

次の87ページから97ページまで、この調整項目ごとの各1市2町の現況を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

学校教育関係の取扱いにつきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 ただいま、調整班長より協議第23号-22につきまして説明がありました。

ご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-22各種事務事業（学校教育関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-23各種事務事業（学校等の通学区域関係）の取扱いにつきまして調整班長より説明願います。

事務局 続きまして、失礼いたします。調整班の好川でございます。

それでは、協議第23号-23各種事務事業（学校等の通学区域関係）の取扱いについてご説明を申し上げます。

通学区域関係の取扱いにつきましては、調整方針といたしまして、通学区域及び通園区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じて調整するものとする、であります。

次の99ページから101ページまで、中学校、小学校、幼稚園の1市2町各学校におきます通園区域を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

学校等の通学区域関係の取扱いにつきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、調整班長より協議第23号-23につきまして説明がありました。

ご質問、ご意見を申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-23各種事務事業（学校等の通学区域関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-24各種事務事業（学校給食関係）の取扱いにつきまして、調整班長より説明願います。

事務局 続いて失礼をいたします。調整班の好川でございます。

それでは、協議第23号-24各種事務事業（学校給食関係）の取扱いにつきまして、ご説明を申し上げます。

学校給食関係につきまして調整方針でございますが、1 給食費の額及び会計処理方式については、平成18年度から統一するものとする、であります。

この給食費につきましては、会計処理が1市2町で異なっております。学校教育ということで年度の切りかえ、18年の4月1日から統一をするというものであります。

次に、2の学校給食調理施設及び調理方式については、現行のとおり新市に引き継ぐものとするであります。

調理施設については、観音寺市、大野原町が給食センター、豊浜町においては小学校、中学校であります。

調理方式におきましても、ウエット式、ドライ式でございますが、現行のとおり新市に引き継ぐというものであります。

次に、3の学校給食関係団体については、合併時に統合するよう調整するものとする、であります。

学校給食関係団体におきましては、学校給食会、学校給食協議会、給食センター運営委員会等がございます。これらにつきましては、合併時に統合するよう担当の方から調整を進めてまいるというものであります。

次の103ページ、104ページに1市2町の現在の学校給食の状態、今の調整項目ごとであります、状態を添付しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

学校給食関係の取扱いにつきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま、調整班長より協議第23号-24につきまして説明がありました。

ご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-24各種事務事業（学校給食関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第24号新市建設計画（その2）（第4章 新市建設の基本方針）につきまして、計画班長より説明願います。

事務局 事務局計画班長の合田でございます。よろしくお願いいたします。

協議会資料105ページをお開きください。

協議第24号新市建設計画（その2）について、次のとおり提案いたします。

新市建設計画（第4章新市建設の基本方針）は、別添(案)のとおりとする、でございます。

それでは、別添の新市建設計画(案)をご覧いただけたらと思います。

本日、ご提案いたしますのは、新市建設計画の構成の中から第4章に関する事柄をご提案するものでございます。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。

初めに、第4章新市建設の基本方針 1番といたしまして、新市建設の基本理念でございます。ここでは新市の建設に当たって住民と行政が共有し、ともに目指すべきまちづくりの視点を新市建設の基本理念として、3つの柱として掲げてあります。1つ目でございますが、地域の個性・多様性を生かしたまちづくり、2つ目で持続可能な地域社会の構

築、3つ目で機能分担をこえた連携と融合の実現でございます。

続きまして、2ページの方をお開きいただけたらと思います。

ここでは、新市の将来像ということでございます。上段の箱書きの中にありますように、1市2町によって形成される新市が目指す将来の姿を「海・山・川 そして人が織りなす『新・田園都市』」、そしてサブタイトルといたしまして「～豊かさとやすらぎがふれる協働のまち・かんおんじ～」とするものでございます。これらは、新しいまちづくりのスローガンとなるものでございます。1市2町では自然環境に優れているだけでなく、文化的にも経済的にも全国的に誇り得るものが数多く存在いたします。これらは単に天の恵みであるだけでなく、ここに住む人々が嘗々と築き上げてきたものであり、これからも人が織りなす営みによって真に価値あるものをつくっていきたいと考えております。

また、これまで田園地域と都市的地域が共存するまちを私たちは田園都市と呼んできました。私たちはこの恵まれた条件から出発し、先ほどの3つの基本理念をまちづくりの基本として掲げ、恵まれた自然を生かしながら、そこに住む人々の営みを通して物心両面にわたる豊かさと安らぎを実感できるまちの実現。そのため、住民と行政との協働によるまちづくりを行うことが私たちの目指す『新・田園都市』でございます。

続きまして、3ページの方をご覧いただけたらと思います。

地域の将来像でございます。

前回の第3章で出てきました地域の課題に対しまして、3つの基本理念を背景に、豊かさとやすらぎと協働により新市の将来像につなげていこうとすることを図であらわした模式図でございます。

恐れ入ります。続きまして、4ページの方でございますが、新市建設の基本方針でございます。ここでは、将来像実現のために掲げる6つの項目を基本目標として掲げてあります。1つ目といたしましては、保健・医療・福祉に関する心と体の健康を守るまち。2つ目は、環境保全と生活環境に関して、暮らしと自然が共生するまち。3つ目では、教育文化関係で、誰もが生き生きと学び成熟するまち。4つ目では、産業交流に関して、活力・魅力が豊かさを創るまち。5つ目には、基盤整備に関することとして、暮らしを支える基盤の充実したまち。最後、6番目でございますが、住民活動や行財政に関する事柄として、住民自治が花開くまち。

以上、6つが基本項目でございます。

続きまして、7ページの方をご覧いただけたらと思います。

ここでは、ゾーン別の整備方針ということで示してあります。

新市では、都市的地域や山間部や農村的地域、島しょなど、多種多様な地理的条件を持っていることから、地理的にそれぞれの特性を生かした整備を進めることが求められています。このため、新市を大きく4つのゾーンに分けてそれぞれの整備方針を定めたものがございます。

1つは市街地ゾーン、2つ目として田園居住ゾーン、3つ目で山間・丘陵保全ゾーン、4つ目といたしまして臨海・島しょゾーンということで、以上の4つのゾーン分けによって形成されるものとしております。

それから、8ページの下段から9ページにかけては、ネットワークの形成方針を示しております。

新市においては、地域間のバランスに配慮しながら内外の交流が可能になるよう地域間を結び、人、物、情報の流れが活発になるよう、そのようなネットワークの充実を図っていきます。これは一つの核に人・もの・情報が集中するのではなく、各地域が直接結びつくことができるようにネットワークを形成することを目指すというものでございます。

この第4章につきましては、これまで1市2町において協議、検討された内容でございます。この4章をご確認いただきますと、これを受けまして、この後、第5章の方では、先ほどの6つの目標に対し新市の施策の方針や、より具体的な取り組みを次回の協議会で提案させていただく予定となっております。

以上、簡単ですが、協議第24号新市建設計画（その2）についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 ただいま、計画班長より、協議第24号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

大久保委員 大野原町の久保です。

2ページの新市の将来像、括弧の中にキャッチフレーズですか、「海・山・川 そして人が織りなす『新・田園都市』」と、こういうふうになっておりますけれども、私は1つ提案したいのは、海・山・川、その次に「池」を入れたらどうだろうかと思っております。なぜならば、やはり我々1市2町は非常に昔から農業が盛んでございまして、今までの歴史は水との戦いであったと思います。そういったことで、先人たちがいろいろなたくさんな池を築造しております。そういったことが即歴史であり、1市2町の文化になって



おるのではないかとっております。なるほど現在、満濃池みたいに日本に名高い池はございませんけれども、ご案内のように日本に一つしかない「豊稔池」、これも働きかけによっては日本一の、日本に名高いまた「池」になるのではないかとっておりますし、また里の方へ行けばたくさんのきれいな池もございます。そういったことで私は、海・山・川、そしてこの「池」を入れたらどうだろうかと思っておりますので、以上提案をいたしておきます。

以上です。

議長 事務局、説明願います。

大木事務局長 先ほど新しいまち、新市の将来像につきまして「海・山・川 そして人が織りなす『新・田園都市』」ということで提案をさせていただきました。ここで海・山・川と申し上げましたのは、多様な恵まれた自然環境を尊重する意味で、キャッチフレーズに海・山・川というふうに入れさせていただいております。もちろん自然には山林、河川あるいは草、木、花、海、島、そして池の田園など、人々がそこに生まれ生活してきた場、それが自然であります。それらを海・山・川といった総称で表現をさせていただいております。

確かに、先ほど委員さんからご指摘のございました「池」につきましても、お話しのとおり全国でも、香川県は全国に誇る唯一多くの池を持っております。また、そういう先人の造った池のおかげで豊かな生活が恩恵を受けております。それらを含めまして、私どもは海・山・川というような言葉で、それも含めて総称として使わせていただいております。

なお、この1市2町には、先ほども申しましたように、どこにもない一つの天の恵み、多様な自然環境に恵まれたところであるということを、これを全国にアピールする意味でも、この「海・山・川 そして人が織りなす『新・田園都市』」ということにさせていただいております。

以上でございます。

議長 今、事務局から考え方の説明がございました。池に関してたいへん貴重なご意見をいただきましたが、ただいまの事務局の説明でご了解いただけるでしょうか。

ご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ご了解をいただきましたので、協議第24号新市の建設計画（第4章新市建設の基本方針）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、その他に移りたいと思います。

第7回、第8回、第9回の協議会日程につきまして、総務広報班長より説明願います。

事務局 失礼いたします。総務広報班の石川でございます。よろしくお願いいたします。

106ページでございます。お聞きください。

第7回から第9回までの協議会のご案内ですが、文書で事前にお知らせいたしておりますが、（1）第7回の協議会が8月26日木曜日、（2）第8回の協議会が9月22日の水曜日、（3）第9回の協議会が10月27日の水曜日に予定しております。時間と場所につきましては、いずれも午後1時30分から当会場で予定しております。委員の皆様には大変ご多忙とは存じますが、ご出席のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま、総務広報班長から日程につきましてご説明がありました。

ご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、第7回、第8回、第9回の協議会の日程につきましては、原案のとおりいたします。

以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。長時間にわたりましたのでどうもありがとうございました。

新聞紙上にも出ておりますように、県下の第3番目ですか、丸亀市がもう知事の合併の決定をもらうたということございまして、次はやはり観音寺市が知事の決定をもらうべく、ぜひ皆さん方のご理解を賜りまして順調に協議を進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

今日は、大変ありがとうございました。

【閉会 午後3時22分】